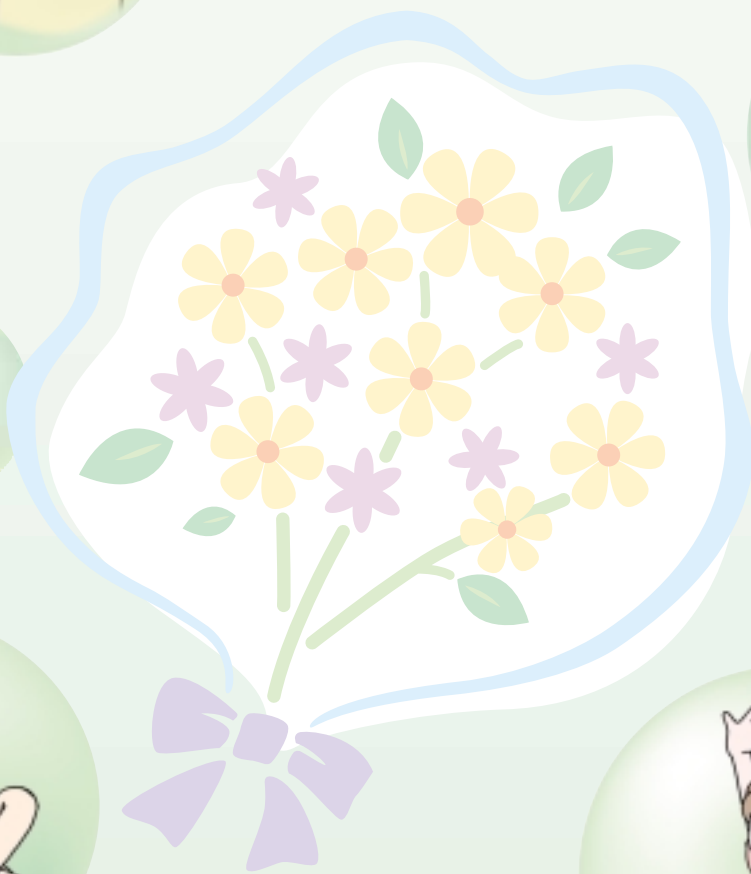


スタート! 地方分権

うるおいと真の豊かさを実感できる地域づくりに向けて



地方分権推進本部

はじめに

平成11年7月16日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)」が公布されました。この法律は、明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを地方分権型へと転換するものであり、地方分権の推進にとって、極めて大きな意義を持つ法律です。

平成12年4月にこの法律が施行され、分権型社会の構築に向けて、いよいよ実行の段階を迎えることとなりました。

このパンフレットは、地方分権一括法の内容や分権型社会において目指すべきものについて、その概要をわかりやすく整理したものです。また、国庫補助負担金の整理合理化など地方分権一括法の改正を伴わないものについても、地方分権推進計画(第2次推進計画を含む。)をもとにその概要を示しました。

各地方公共団体におかれましては、分権型社会への移行に鋭意取り組まれておられることと思いますが、今回の制度改革への理解を住民、議員、職員などの関係者に深めていただくための一助として、このパンフレットをご活用いただければ幸いです。

平成12年3月

地方分権推進本部

目次

地方分権のあらまし

1 地方分権推進の基本理念	1
2 地方分権推進の動き	3
3 制度改革の主な内容	
(1) 機関委任事務制度の廃止	5
(2) 国と地方公共団体の関係についての新たなルール	7
(3) 権限移譲の推進	9
(4) 必置規制の見直し	11
(5) 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保	13
(6) 地方公共団体の行政体制の整備・確立	15
(7) 公共事業のあり方と国が策定又は関与する 各種開発・整備計画の見直し	17

分権型社会への対応

1 地方公共団体に求められるもの	19
2 地方公共団体の職員に求められるもの	20



地方分権のあらまし

1 地方分権推進の基本理念

地方分権推進法 第2条

国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、
地方公共団体の自主性及び自立性を高め、
個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

なぜ地方分権か

地方分権推進委員会「中間報告」の要点

国際・国内環境の急速な変貌に伴う
新たな時代の要請

変動する国際社会への対応

国内問題に対する国の負担を軽減し、国際社会への対応能力を高める必要

東京一極集中の是正

決定権限を地方に委譲し、地域社会の活力を取り戻す必要

個性豊かな地域社会の形成

国民の多様化した価値観・ニーズに応じた地域づくり、まちづくりの必要

高齢社会・少子化社会への対応

的確に対応できる仕組みづくりに向けて、住民に身近な市町村の創意工夫の必要

従来の中央集権型行政システムでは
的確な対応が困難

地方分権を推進し、地方分権型行政システムへ移行

地方分権推進委員会「中間報告」から要約

地方分権型行政システムに期待される効果

分権型社会へ

地方分権型行政システム

国・都道府県・市町村の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係へ移行
中央省庁主導の縦割りの画一的行政システムから住民主導の個性的で総合的な行政システムに転換

分権型社会の姿

民主主義の徹底

知事・市町村長が、「国の機関」たる立場から解放され、「地域住民の代表」であり「自治体の首長」であるという本来の立場に徹しきることができるようになるため、これまで以上に地域住民の意向に鋭敏に応答するようになる。

地方議会にとっても、その権能が強化され、そしてこのことは、地域住民による各種の新しい運動の展開を促し、自治への住民参画を促すことになる。

地方自治の本旨の実現

それぞれの地方公共団体による行政サービスが、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものになるとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになる。このことは、他面では地方公共団体が相互にその意欲と知恵と能力を競い合う状態を創り出すことになり、そのことがまた地方公共団体の自己改善を促す効果をもつはずである。

国・地方を通ずる行政改革の推進と国民負担増の抑制

これまで国・都道府県・市町村の間で行われていた報告や協議などの事務が大幅に簡素化されるために、多大の時間・人手・コストが節約でき、これを行政サービスの質と量の改善に充てることができる。

2

地方分権推進の動き

平成 5年	6月 3日	地方分権の推進に関する決議(衆議院)
	4日	地方分権の推進に関する決議(参議院)
	10月 27日	第3次行革審最終答申【「規制緩和」と「地方分権」に重点】
6年	9月 26日	地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)
	11月 22日	地方分権の推進に関する答申(第24次地方制度調査会)
	12月 25日	地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定)
7年	5月 15日	地方分権推進法成立
	19日	地方分権推進法公布
	7月 3日	地方分権推進法施行
	"	地方分権推進委員会発足
	8月 10日	地方分権推進本部設置(地方六団体)
8年	3月 29日	地方分権推進委員会中間報告 地方分権推進の趣意 国と地方の新しい関係 地方公共団体における行政体制等の整備 等
	12月 20日	地方分権推進委員会第1次勧告 機関委任事務制度の廃止と廃止に伴う従前の機関委任事務の取扱い 国と地方公共団体の関係ルール(国の関与の一般原則と類型) 個別行政分野での権限委譲 等
	"	国庫補助負担金・税財源に関する中間とりまとめ
9年	7月 8日	地方分権推進委員会第2次勧告 機関委任事務制度の廃止に伴う従前の機関委任事務の取扱い 国と地方公共団体の関係ルール(国の関与の手続等) 必置規制・地方出先機関 国庫補助負担金・税財源 都道府県と市町村の新しい関係 地方公共団体の行政体制 等
	9月 2日	地方分権推進委員会第3次勧告 地方事務官 事務区分(駐留軍用地特措法等)
	10月 9日	地方分権推進委員会第4次勧告 機関委任事務制度の廃止に伴う従前の機関委任事務の取扱い 国の関与の基準と従前の団体委任事務の取扱い 国と地方公共団体の関係ルール(係争処理の仕組み) 市町村の規模等に応じた権限委譲
	12月 24日	機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方及び一連の関連する制度のあり方についての大綱
	10年	5月 29日

平成10年	11月 19日	地方分権推進委員会第5次勧告 公共事業のあり方の見直し 非公共事業等のあり方の見直し 国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見直し
11年	3月 26日	第2次地方分権推進計画閣議決定
	"	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (地方分権一括法)案閣議決定
	7月 8日	地方分権一括法成立
	16日	地方分権一括法公布
12年	4月 1日	地方分権一括法施行(原則)

(注)「地方分権推進計画」及び「第2次地方分権推進計画」は、地方分権推進委員会勧告を最大限尊重し、具体的な施策を実施することとして、政府において作成された。

- ・「地方分権推進計画」は、第1次勧告から第4次勧告に対応
- ・「第2次地方分権推進計画」は、第5次勧告に対応



3

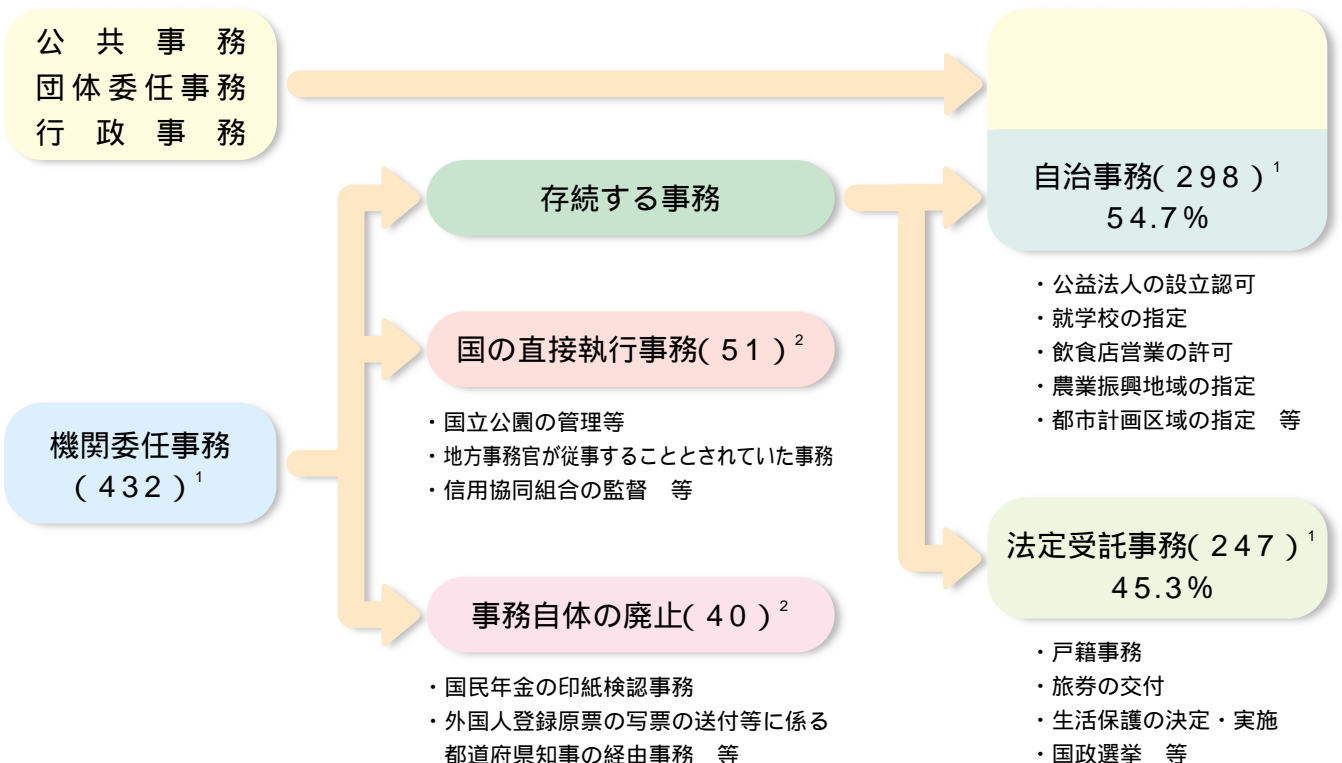
制度改革の主な内容

(1) 機関委任事務制度の廃止

地方分権一括法の施行により、これまで中央集権型の行政システムの中核的部分を形づくってきた機関委任事務制度が廃止されました。従来の機関委任事務は、国の直接執行事務とされたもの及び事務自体が廃止されたものを除いて、自治事務と法定受託事務という新たな事務区分に整理されました。また、これにあわせて団体委任事務等の区分も改められ、自治事務に整理されました。

これらの事務はいずれも地方公共団体の事務であり、地方公共団体においては、法令に反しない限り独自の条例の制定が可能となるなど自己決定権が拡充し、これまで以上に地域の事情や住民のニーズ等を的確に反映させた自主的な行政運営を行うことができるようになります。

● 機関委任事務の廃止に伴う新たな事務の考え方



(注) 1. 地方分権一括法で改正された法律数 475本

2.()内は法律本数であり、事務区分間で法律の重複があること等により相互に合計数は合わない。

1: 地方分権一括法(本則)による改正法律のほか、同法による改正法律以外の法律を含む本数

2: 地方分権一括法(本則)による改正法律の本数

3. 自治事務、法定受託事務の数値について

・自治事務 298 ÷ (298 + 247) × 100 = 54.7%(法定受託事務も同様に算定)

・機関委任事務のみの数値であり、公共事務、団体委任事務、行政事務の法律数は含まれない。

● 自治事務と法定受託事務の法律上の取扱いの違い

	機関委任事務	自治事務	法定受託事務
条例制定権	不可	法令に反しない限り可	法令に反しない限り可
地方議会の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検閲、検査権等は、地方自治法施行令で定める一定の事務(国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会及び収用委員会の権限に属するもの)は対象外 ・ 100条調査権の対象外 	原則及ぶ (地方労働委員会及び収用委員会の権限に属するものに限り対象外)	原則及ぶ (国の安全、個人の秘密に係るもの及び収用委員会の権限に属するものは対象外)
監査委員の権限	地方自治法施行令で定める一定の事務は対象外		
行政不服審査	一般的に、国等への審査請求が可	原則国等への審査請求は不可	原則国等への審査請求が可
国等の関与	包括的指揮監督権 個別法に基づく関与	関与の新たなルール	

● 地方事務官制度の廃止

・ 地方事務官が担っている事務は国の直接執行事務とし、地方事務官を厚生事務官、労働事務官とする。

社会保険関係 ...社会保険徴収事務、社会保険事務所の指導監督等に従事(約16,500人)

職業安定関係 ...公共職業安定所の指導監督等に従事(約2,200人)



地方公共団体は、自治事務だけでなく法定受託事務についても法令に反しない限りにおいて、その事務に関する条例を制定することができます。

地方分権の第一歩として、地方公共団体の主体的な条例づくりへの取り組みが期待されます。

(2) 国と地方公共団体の関係についての新たなルール

地方分権一括法の施行により、国と地方公共団体の新しい関係を確立するため、機関委任事務制度の下での国による包括的な指揮監督権を廃止し、関与の一般原則に基づき、新たな事務区分(自治事務及び法定受託事務)ごとの関与の基本類型が国と地方公共団体の関係を定める基本法である地方自治法で設定されました。

また、国と地方公共団体の関係の公正・透明性を確保するため、国の関与の手續と係争処理手續が定められました。

● 国の関与の一般原則

- 法定主義の原則 ・ 関与は、法律又はこれに基づく政令の根拠を要する。
- 一般法主義の原則 ・ 地方自治法に関与の一般的なルールを定める。
・ 関与は、その目的を達成するために必要最小限度のものとし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮する。
- 公正・透明の原則 ・ 関与に関する手續について、書面の交付、許可・認可等の審査基準や標準処理期間の設定、公表等を定める。

● 国の関与の基本類型

自治事務に係る関与の基本類型	
助言・勧告	資料の提出の要求
協議	是正の要求

法定受託事務に係る関与の基本類型			
助言・勧告	資料の提出の要求	協議	
同意	許可・認可・承認	指示	代執行

● 国の関与の手續ルール

- 書面主義の原則 ・ 国の行政機関は、地方公共団体に対し、是正の要求、指示その他これに類する行為をするときは、同時に内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。
- 手續の公正・透明性の確保 ・ 許認可等の基準の設定・公表、不利益取扱いの禁止
- 事務処理の迅速性の確保 ・ 許認可等の標準処理期間の設定等

● 国の関与に関する係争処理の仕組み 国地方係争処理委員会の設置

- ・ 地方公共団体に対する国の関与に関する争いを処理するため、総理府(中央省庁再編後は総務省)に国地方係争処理委員会を置く。
- ・ 地方公共団体は国の関与に不服があるときは、委員会に対し、国の行政庁を相手方として審査の申出をすることができる。
- ・ 委員会は、審査の申出を受けて勧告又は調停を行う。
- ・ 委員会の勧告を受けた国の行政庁が措置を講じないとき等の場合には、地方公共団体は国の関与の取消し等を、高等裁判所に提起することができる。

【国の関与の抜本的見直し】



(注) _____ は、地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与であり、直接、同法に基づき行うことができるもの。



今後は、国と地方公共団体との間の新たなルールを十分理解し、対等・協力の関係を実質的に築いていく必要があります。

市町村に対する都道府県の関与についても、国の関与のルールに準じます。

(3) 権限移譲の推進

地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、地方分権一括法の施行により国の権限が都道府県に、また都道府県の権限が市町村に移譲されます。特に住民に身近な地方公共団体である市町村への権限移譲を推進するため、市町村の規模等に応じ、一括して権限の移譲を図る観点から、地方自治法等の改正により、人口20万人以上の規模の市に権限をまとめて移譲する特例市制度が設けられました。

また、都道府県から市町村への権限移譲を推進するため、条例による事務処理の特例制度が創設されました。これらの制度によって、地域の実情に応じた事務の移譲が図られるようになります。

具体例1

都道府県へ

- ・重要流域以外の流域内に存する民有林に係る保安林の指定・解除等
- ・国定公園の特別地域の指定等
- ・公共下水道事業計画の認可等

具体例2

市町村の規模に応じた
権限移譲

政令指定都市へ

- ・都市計画の決定(特に広域的な判断を要する都市計画を除く)
- ・埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出受理等

中核市へ

- ・都市計画法に基づく開発審査会の設置
- ・県費負担教職員の研修
- ・宅地造成工事規制区域の指定等

特例市(人口20万人以上の市)へ

- ・騒音規制地域、悪臭原因物排出規制地域、振動規制地域の指定等
- ・開発行為の許可等
- ・再開発事業の計画の認定制度に係る認定等

市(一部福祉事務所設置町村を含む)へ

- ・史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可
- ・児童扶養手当の受給資格の認定等(平成14年8月施行)
- ・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可等

市町村へ

- ・犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付
- ・身体障害児に対する補装具の交付、身体障害児及び知的障害児(知的障害者)に対する日常生活用具の給付
- ・市町村立高等学校の通学区域の指定

その他(建築主事を置く市町村へ)

- ・建築基準法の許可事務等の一部(建築審査会を設置した場合に限る)



都道府県においては、「条例による事務処理の特例制度」を活かし、地域の実情に応じて、市町村に対して、事務を配分することが期待されます。

市町村においては、身近な住民サービスの分野などについて、積極的に事務を処理することが望めます。

権限移譲の取り組み

A県では、市町村重視の県政を一層進めていくため、国から地方自治体への分権を主とする国の取り組みと並行して、A県独自に県から市町村への分権を推進するために、平成11年3月に「A県分権推進計画」を策定しました。

この計画では、これまでの個別の権限毎に移譲を行う方式に加えて、市町村の人口規模や意欲に応じて、まとまった権限を移譲する「モデル市町村制度」を創設しており、さらに今回の地方分権一括法の施行により条例による事務処理の特例制度が整備されたので、これを活用して、市町村の意欲と実情に応じた権限移譲について一層の推進を図っていくこととしています。

【モデル市町村の種類】

中核都市 ・人口20万以上の市(中核市に準じた権限を移譲。中核的な市として総合行政の推進が期待できる。)

分権モデルタウン ・人口3万5千以上の町(標準的な市が受け入れる権限を移譲。市制施行の準備や周辺の市と同様の権限を持つことになる。)

分権推進自治体 ・人口規模に関わらない(「保健・医療・福祉」「まちづくり」のいずれかの分野を含む3分野以上の権限を移譲。地域の実情に応じた権限の選択が可能となる。)

特例市へ向けての取り組み

B市では、低公害車の普及促進や新エネルギーの導入など、環境先進都市としてさまざまな事業を推進してきていますが、特例市制度の創設にあわせて、より一層環境に配慮した個性あるまちづくりの展開や市の活性化を目指して、全国に先駆けて特例市の指定を申し出るよう準備を進めています。

そして、特例市指定により拡大する権限に対応するために、人口20万人規模の都市としては、全国的にも数少ない職員研修の機能を併せ持つシンクタンク「政策総合研究所」を、地方分権一括法の施行と同時に設立することにしています。研究員には、専門家・職員に加えて、公募による市民の参加も予定しています。また、研究所が担うべき機能として、

中長期の課題発見型の基礎研究と職員の政策形成能力や問題解決能力の向上

市民ニーズの政策への反映や市民のまちづくり活動の支援方策の研究及び実践

を考えており、「分権時代に対応した市民参加型のシンクタンク」を目指しています。

(4) 必置規制の見直し

地方分権一括法の施行等により、国が地方公共団体における組織や職の設置を義務付けている必置規制については、地方公共団体の自主組織権を尊重する観点から、その廃止や緩和が図られることとなりました。これに伴い地方公共団体は、それぞれの団体の状況に応じた行政の総合化・効率化を推進していくことができるようになります。

● 必置規制とは

国が地方公共団体に対し、法令や法令に基づかない補助要綱等により、

- ・ 特定の資格又は職名がある職員
- ・ 地方公共団体の行政機関又は施設
- ・ 審議会等の附属機関

を必ず置かなければならないことなどを義務付けていることをいう。

● 必置規制の廃止・緩和のメリット

- ・ 地方公共団体が、地域の住民ニーズに的確に応えるために必要な職員の配置や施設の統廃合等を行うことができ、より地域の実情に即した組織体制とすることができる。
- ・ 地方公共団体が、簡素で効率的な行政を自主的に展開できるようになり、組織・定員管理の適正化等行政改革の推進に資することができる。
- ・ 地方公共団体において、類似した内容を審議しているような審議会などを統廃合できる。

● 廃止・緩和後の対応

地方公共団体に求められる行政サービスの提供ができるような組織体制づくりに努めていくことが必要になる。

具体例1

職員の資格・職名及び
職員配置基準の
緩和・弾力化

- ・ 公立図書館の館長の国庫補助を受ける場合の司書資格規制及び専任規定の廃止
- ・ 福祉事務所の現業所員の専任規制の緩和・配置基準の弾力化
- ・ 公営住宅監理員、改良住宅監理員の必置規制の廃止
- ・ 農業委員会に置く農地主事の必置規制の廃止
- ・ 青年学級主事及び青年学級講師の必置規制の廃止

具体例2

行政機関・組織・施設の
設置の緩和・弾力化

- ・ 福祉に関する事務所の法律による配置基準の廃止
- ・ 児童相談所と他の行政機関等との統合を可能とする設置形態等の弾力化
- ・ 保健所と福祉事務所等との統合など設置形態の弾力化
- ・ 家畜保健衛生所や病害虫防除所の「位置及び施設」等の基準の廃止及び簡素化
- ・ 知的障害者更生相談所や精神薄弱者更生相談所の名称及び設置形態の弾力化

具体例3

審議会等附属機関の
設置の緩和・弾力化

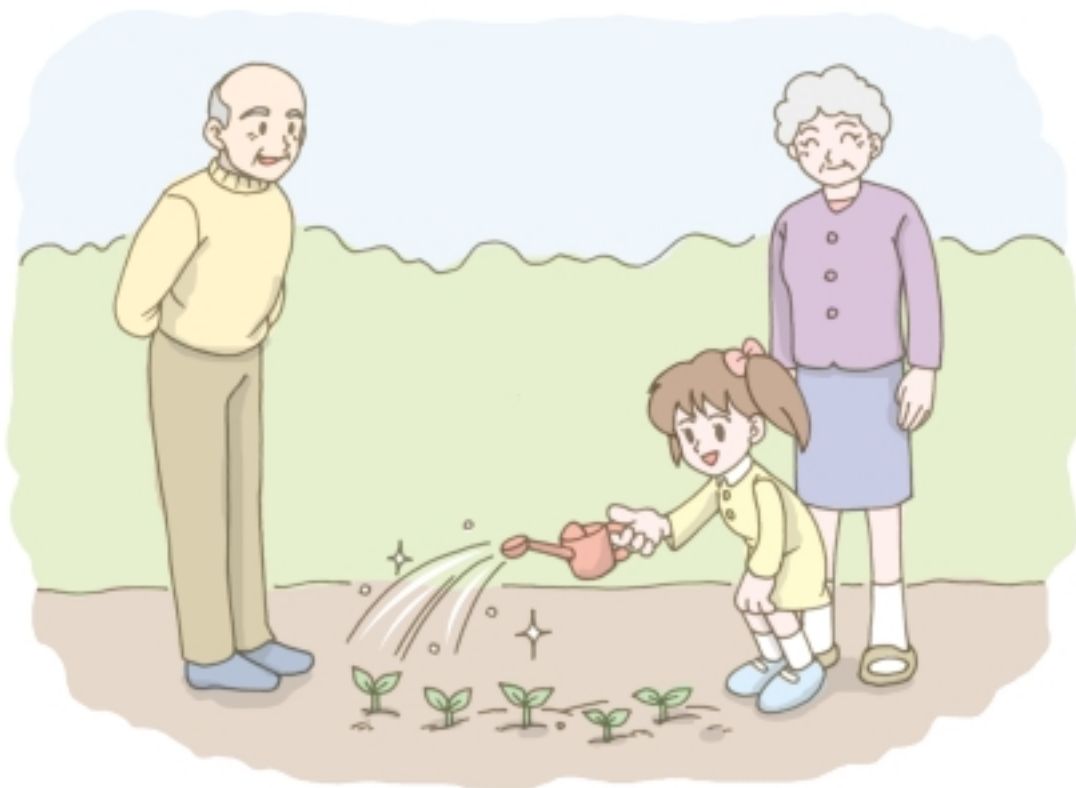
- ・新産業都市建設協議会の任意設置化
- ・公民館運営審議会の任意設置化
- ・スポーツ振興審議会の組織・名称規制の弾力化
- ・水防協議会の任意設置化(設置しない場合においては、防災会議での調査審議が必要)
- ・都道府県自然環境保全審議会の組織・名称の弾力化



ヒント

必置から任意設置となったものについては、その必要性をあらためて検討することが求められます。

また、類似の事項を審議する審議会等で必置規制が弾力化されたものについては、統合することができないかどうか検討することが必要です。



(5) 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

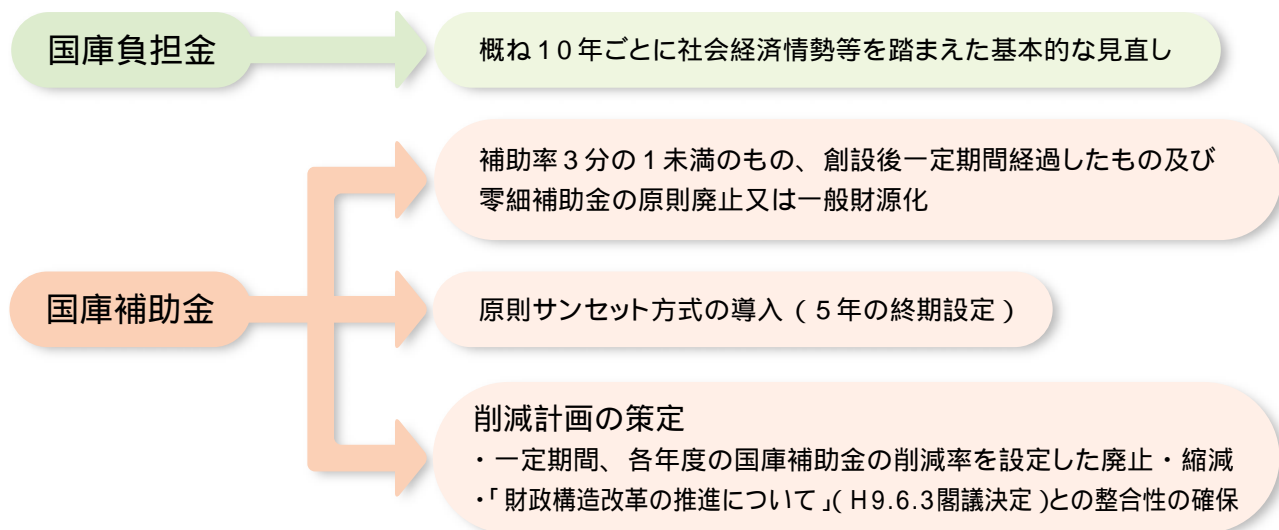
地方分権推進計画では、地方公共団体の自主性・自立性を高めるとともに行政責任の明確化を図る観点から、国と地方公共団体の財政関係を見直し、財政面における地方公共団体の自己決定・自己責任の拡充に向けた改革を推進することとしています。

これらについては、課税自主権の尊重など地方分権一括法で措置されているものや国庫補助金の廃止又は一般財源化など既に措置済みとなっているものもありますが、抜本的な地方税財源の充実確保については、国会での附帯決議もなされているところであり、地方分権一括法施行後の大きな検討課題となっています。



地方公共団体の事務として定着しているもの等については、一般財源化等を進めるとともに、真に必要なものに限定していくなど、積極的に整理合理化を進めることとしている。

● 国庫補助負担金の整理合理化



国庫負担金 国と地方公共団体相互の利害に係る事務について国が義務的に支出すべき給付金


国庫補助金 奨励的・財政援助的意図に基づいて国から支出される給付金

● 存続する国庫補助負担金に係る運用・関与の改革

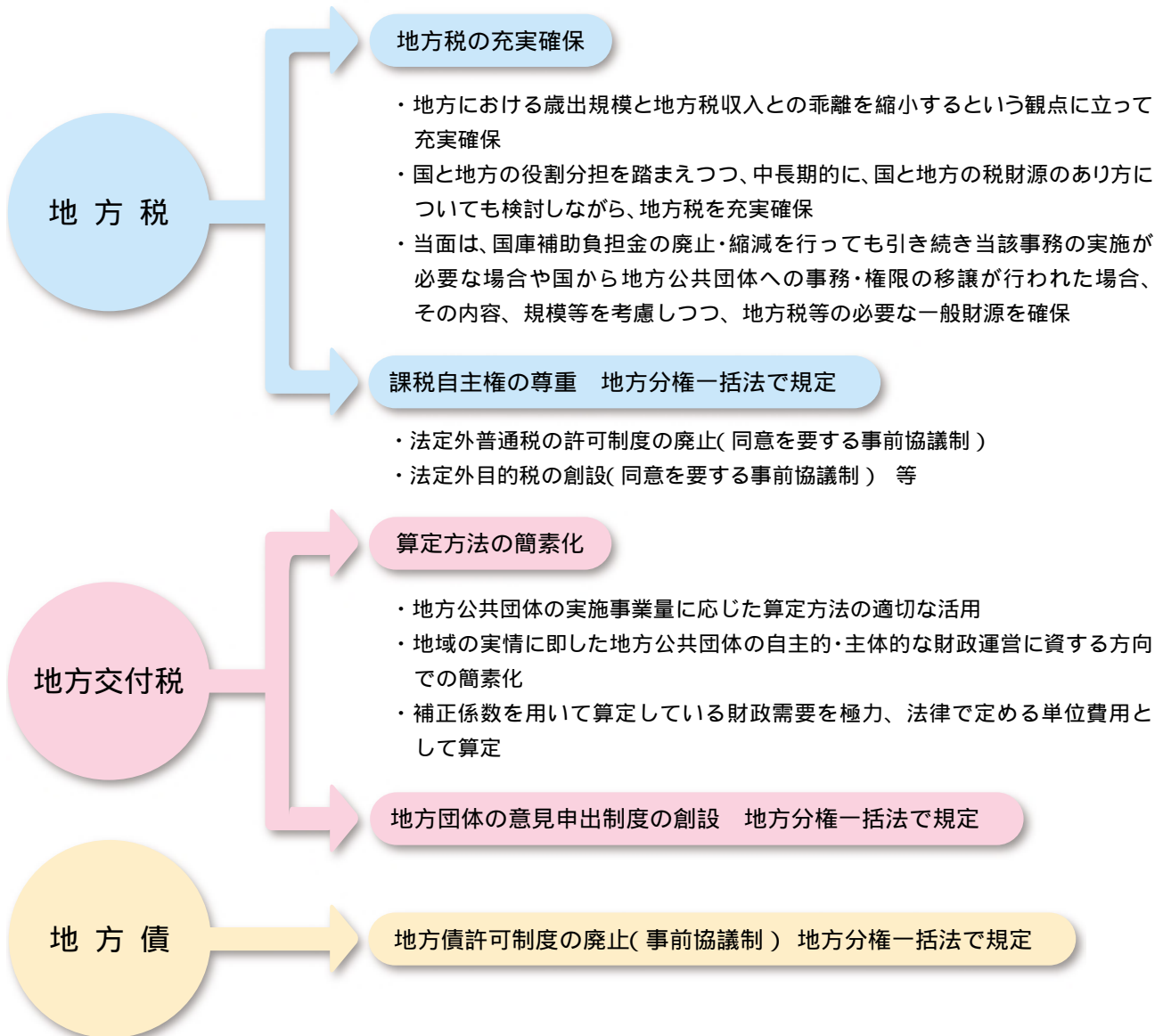
- ・ 国庫補助負担金の統合・メニュー化、補助条件の緩和、補助対象資産の有効活用・転用等
- ・ 国庫補助負担金の制度・運用のあり方をめぐる国と地方の関係に関する新たなルールの確立

● 個別の国庫補助負担金の整理合理化及び運用・関与の改革

- ・ 国庫補助負担金の廃止、一般財源化、交付金化、補助条件の適正化・緩和、手続の簡素化等100件を例示

 地方分権一括法の施行により、法定外目的税の創設や地方債許可制度の廃止などについて、一部措置されたが、国と地方の役割分担に応じた地方税の充実確保や地方交付税の算定方法の簡素化等については、地方分権推進計画において次のような検討の方向性が示され、今後の検討課題と位置づけられている。

● 地方税財源の充実確保



地方公共団体が自立し、自己決定・自己責任により真の地方分権を推進していくためには、地方税財源の充実がまさにこれからの課題といえます。

課税自主権が拡大されたことにより、地方公共団体の自主財源である税金について、あらためて考えてみることも必要です。

(6) 地方公共団体の行政体制の整備・確立

住民自治の充実等を図る観点から、総合的・効率的・個性的な行政を展開していくため、地方分権推進計画では、国や地方公共団体において、以下の内容を主とする改革を推進することとされています。

これらについては、議員定数制度の見直しなど地方分権一括法で措置されているものや行政改革の推進要請など国からの通知により既に措置済みとなっているものもあります。

今後、地方公共団体においては、行政体制の整備・確立を推進するための具体的な方策を積極的に講じていくことが必要です。

● 行政改革等の推進

- ・ 行政改革大綱の改定・充実、年度実施計画の策定・公表
- ・ 住民への情報提供 等

● 市町村合併と広域行政の推進

- ・ 自主的合併の推進：「市町村の合併の特例に関する法律」の改正 地方分権一括法で規定
 - ➡ 住民発議制度の拡充、都道府県知事による合併協議会設置の勧告、合併特例債の創設、地域審議会の設置、国・都道府県の協力 等
 - ： 市町村の合併の推進についての指針の作成(国)
 - ： 合併のパターン等を内容とする市町村合併の推進についての要綱の作成要請(国 都道府県)
- ・ 中核市の指定要件の緩和 地方分権一括法で規定 等

● 地方議会の活性化

- ・ 議案提出要件及び修正動議の発議要件の緩和 地方分権一括法で規定 ➡ 議員定数の1/8以上⇨1/12以上
- ・ 議員定数制度の見直し 地方分権一括法で規定 ➡ 人口区分に応じた上限数の範囲内において条例で定数を定める。
- ・ 公開性を高めた議会審議 等

● 住民参加の拡大・多様化

- ・ 直接請求制度の見直し
- ・ 住民投票制度の検討 等

● 公正の確保と透明性の向上

- ・ 情報公開の推進
- ・ 行政手続の適正化 等



地方分権の推進に伴い、地方公共団体自ら、これまで以上に地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映できる行政体制の整備・確立を図ることが求められ、それぞれの地域の実情に応じた自主的な取り組みが期待されます。

住民自身による地方分権の取り組み

C市では、平成8年に地方分権を市民の視点から考え、市民を主役としたまちづくりを行う分権型社会の実現を目指して、市民自ら取り組む組織として、地域団体やボランティア団体等各種団体の代表など108名（現在会員数約160名）からなる「分権型社会をめざす市民の会」が設立されました。

会の運営全般については、会員により自主的に決定されていますが、C市は、各種の情報を提供する等、積極的に会の活動に対して支援を行ってきています。

これまでの会の具体的な活動として、「くらしづくり」「まちづくり」といった部会による勉強会の開催、講演会や広報誌の発行による市民への情報提供や意識啓発等を行ってきていますが、地方分権一括法の成立などを契機として、会員を始め市民の意見をとりまとめて、分権型社会の実現に向けた取り組みの指針をつくり、「市民の宣言」として発表することや具体的な問題を発掘し、その解決を図るための施策の提言などを行い、その実現を目指すなど、新たな活動を展開しようとしています。

このように、市民と行政とが分権型社会の実現という目標を共有し、協働するという理念のもとに、市民と地方公共団体をつなぐ架け橋となる市民団体が活動しています。



(7) 公共事業のあり方と国が策定又は関与する

各種開発・整備計画の見直し

地方分権推進委員会の第5次勧告を最大限尊重して、第2次地方分権推進計画が定められ、以下のとおり法制上、財政上の措置等を講ずることとされています。

国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化、中央省庁のスリム化の観点から、公共事業のあり方を見直し、国の直轄事業等については全国的な見地から必要とされる基礎的・広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体に委ねられます。

また、国が策定・関与する各種開発・整備計画について、地方の自主性が一層発揮できるよう見直されます。

● 直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し

- 河川、道路、砂防、海岸、港湾、農業農村整備、治山の各事業について、直轄事業等の範囲についての基準の具体化・見直し

例 河川の一級水系の指定の基準、道路の直轄管理区間の基準

また、直轄事業等の範囲の見直しの具体的内容は、関係審議会等で早急に検討

- 直轄事業等の見直しに伴い、地方公共団体が担う事務事業が増大する場合、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、必要な一般財源(地方税・地方交付税等)を確保

北海道、沖縄県の区域における直轄事業のあり方については、別途検討

● 統合補助金の創設

- 中央省庁等改革基本法の趣旨を踏まえ、具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定められるよう、「国が箇所付けをしない」ことを基本とする統合補助金を創設

対象事業 二級河川、公営住宅等、公共下水道、都市公園 等

- 一定の政策目的を実現するために、複数の事業を一体的、主体的に実施することができるような類型の統合補助金を別途創設

対象事業 まちづくりに係る新たな統合補助金

住宅宅地関連公共施設等整備促進事業費補助 等

● 地方道路整備臨時交付金の運用改善

- 「国が箇所付けしない」ことを基本とし、運用改善

● 補助金の廃止

- 次の事業の国庫補助負担金の廃止

対象事業 河川、道路、砂防、海岸、港湾、治山及び漁港漁村整備に係る小規模な補修・修繕・局部改良等に係る補助金

港湾における小規模な緑地整備に係る補助金 等

- ・これに伴い、地方公共団体において引き続き実施が必要であり、そのために増加する負担については、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、必要な一般財源(地方税・地方交付税等)を確保

● 国が策定又は関与する各種開発計画・整備計画の見直し

国土総合開発計画(全国総合開発計画)

- ・計画内容を国が本来果たすべき役割に係る事項に重点化
大都市圏整備計画及び地方開発促進計画
- ・関係都府県が、協議により計画内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づき必要な追加・修正を行い、決定
条件不利地域振興計画(離島振興計画、過疎地域活性化計画、山村振興計画等)
- ・計画策定権限の市町村への移譲
モデル型地域振興計画
- ・施策の開始後一定期間を経過した後に施策のあり方を再検討し、特に継続する必要があるものを除き、地域独自の振興策に委ねることとして廃止(サンセット方式)
- ・計画対象、目的等が類似している計画(法)の一本化(テクノポリス法と頭脳立地法の統合など)
北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画のあり方については、別途検討



ヒント

統合補助金が創設されたことにより、地方公共団体の裁量性・自由度が高まって、地域の実情にあった活用が図られます。

国の計画機能の限定や地域の意見の反映の仕組みにより、地方公共団体の自主性が尊重され、地域の事情に沿った計画に基づく行政が展開されることが期待されます。



分権型社会への対応

1

地方公共団体に求められるもの

地方分権一括法の施行により、地方公共団体の「自ら治める」責任の範囲が大幅に拡大することとなります。すなわち、地方公共団体の条例制定権の範囲や課税自主権等を行行使する余地が広がることなどに伴い、地域住民の代表機関として地方議会と首長の責任は、従来に比べて格段に重くなります。

このような中で、住民に身近な行政サービスを受け持つ地方公共団体においては、地域住民のニーズを迅速、的確に行政に反映していくことがますます期待されます。

住民参加の推進

地方公共団体は、様々な情報をもとに、複雑・多岐にわたる行政を行っています。分権型社会においては、住民との協働による施策の展開を図る必要があり、そのためには、地域住民のニーズを的確に把握することはもちろんのこと、住民が必要な時に必要な情報を可能な限り得られることが前提となります。

真の住民自治を実現していくためには、住民意思の施策への反映や民間活動等との連携・協力を図っていくことが重要であり、広報広聴や情報公開制度の充実強化とあわせて住民参加を積極的に支援していく体制の整備が求められます。

公正の確保・透明性の向上

今後は、地方公共団体の自己決定権、自己責任が大幅に拡大することとなります。これに伴い、情報公開制度の充実、行政手続条例の制定や外部監査制度等の導入など、住民に対する説明責任等を果たすために厳正なチェック体制を早急に確立する必要があります。

執行体制の見直し

地方分権の推進により地方公共団体の役割が増大することになりますが、これに対応した地方公共団体の行政システムは簡素かつ効率的なものでなければならないことから、縦割りの弊害をあらため、分権改革に合わせた組織や定員管理等執行体制の徹底した見直しを図るとともに、外郭団体や附属機関の整理合理化もあわせて推進する必要があります。

2

地方公共団体の職員に求められるもの

地方公共団体の改革には、そこで働く職員自身もその改革に応じて変化していくことが求められます。

地方公共団体は、今後、日々の事務執行はもとより、困難な事態に直面した際等において、国の各省庁による指示を仰ぐことなく、主体的に自ら判断することが必要となります。特に今、介護保険の導入や情報公開への対応、さらには深刻な財政難などの課題が山積している中で、職員の意識改革が強く求められています。

政策形成能力の向上等

地方公共団体が地域に関する行政を主体的に担っていくこととなるのに伴い、その地方公共団体独自の施策目標を企画立案し、それを遂行する政策形成能力の向上を図っていくことがますます重要となってきます。

また、分権の時代における条例の役割が増大することに伴い、その地方公共団体において何が自由になる行政の範囲なのかを正確に見極め、ルールづくりのできる能力(いわゆる法務能力)を磨くことが期待されています。

地域住民の視点に立った仕事の企画と実施

従来は、国の法令や通達を地域行政のマニュアルとし、それを読みこなして忠実に実践していれば足りるケースが多くありましたが、これからは地域社会に目を向けて、対話を重ねることなどにより、まず地域住民の気持ちを理解し、その中から地域住民のニーズを汲み上げる努力が必要です。そして、地方分権一括法の施行による新たな制度を最大限活用しながら、そのニーズに沿った施策を企画・立案し、ねばり強く実現していく姿勢が望まれます。

特に、日頃から地域住民と密接に関わりを持つ市町村職員においては、これまで以上に住民とともに地域社会の問題を考え、生活感覚を磨き、地域住民の視点に立った仕事に取り組んでいくことがポイントとなります。

積極的な自己啓発等

これからは、地方公共団体のあり方、そこに働く職員のあり方を常に見直すとともに、課題解決に向けて自ら知力を引き出すことができるよう、職業人としてあらゆる面で不断の自己啓発を行う努力が必要とされてきます。

また、施策の総合性を実現していくためには縦割り行政の弊害をなくし、地方公共団体内での横の連携を密にすることはもとより、他の地方公共団体の動向等にも十分注意を払い、日頃から職員同士のネットワークを作っておくなど情報収集の努力が重要です。

地方分権推進本部は、平成7年8月、全国知事会など地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会の中に、「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的、主体的に行うため、現行の行財政制度を抜本的に見直し、真の地方分権を強力に推進すること」を目的として設立されました。

当本部は、これまで、地方分権推進委員会等に対する地方公共団体の意見、要望の取りまとめをはじめ、地方分権一括法に対応した地方公共団体の条例等の制定の支援などを行ってきたところです。

さて、地方分権一括法の施行により、いよいよ、分権型社会へ向けての実質的なスタートが切られます。当本部といたしましては、全国地方公共団体の皆様の共同組織として、地方分権における今回の制度改正の内容の円滑な定着と今後の残された課題に全力を挙げて取り組んでいくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

スタート！地方分権

うるおいと真の豊かさを実感できる地域づくりに向けて

平成12年3月 発行

発行：地方分権推進本部

〒102-0093

東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館5階

TEL 03(5212)9142 FAX 03(5212)9143

E-mail honbu@bunken.nga.gr.jp

URL <http://www.bunken.nga.gr.jp>

印刷：株式会社 三州社

TEL 03(3433)1481